

○国立大学法人上越教育大学電子入札システムの官職証明書に関する要項

(平成19年2月6日学長裁定)

最終改正 平成27年3月24日

(趣旨)

第1 国立大学法人上越教育大学において使用する文部科学省電子入札システムの官職証明書に関しては、この要項の定めるところによる。

(定義)

第2 この要項において「官職証明書」とは、政府共用認証局が発行するもので、文部科学省電子入札システムの使用に必要とするもの及び同システムで作成する文書等が真正なものであることを認証するものをいう。

(作成権限)

第3 官職証明書の作成権限を有する者は、学長とする。

(官職証明書の申請)

第4 官職証明書は、「政府共用認証基盤 (GPKI) 証明書申請の手引き」に従い、文部科学省登録局に申請するものとする。

(官職証明書の種類)

第5 官職証明書の種類は、次のとおりとする。

- (1) 契約担当者 学長
- (2) 入札執行者 施設課長
- (3) 立会者 財務課財務チーム主査
- (4) 登録担当 施設課施設チーム主査

(官職証明書の管守)

第6 官職証明書を適切に管守する者（以下、「官職証明書管守責任者」という。）を置くものとする。

2 官職証明書管守責任者は、施設課長とする。

3 官職証明書管守責任者は、官職証明書が適切に使用されるよう官職証明書を管理し、官職証明書が使用されないときは、それを確実な保管設備に格納し、厳重に保管するものとする。

4 官職証明書管守責任者がその職務を執行できない場合には、別の者に委任することができるものとする。

(官職証明書の使用等)

第7 入札事務担当職員が官職証明書の使用を必要とする場合は、官職証明書管守責任者に使用を請求するものとする。

附 則 (平成20年8月7日)

1 この要項は、平成20年8月7日から施行する。

2 この要項の実施の日から平成20年8月22日までは、文中の「政府共用認証局」とあるのは、「文部科学省認証局及び政府共用認証局」と読み替えるものとする。

附 則（平成25年 3 月22日）

この要項は、平成25年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成27年 3 月24日）

この要項は、平成27年 4 月 1 日から施行する。